

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 米国政
府現地出先機関（米国政府機構、電話帳）（1）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43844

民政府機能縮少

- ソカビ
- 大政通外外儀官
- 事務典房
- 次官官守審長長
- 儀総人電厚計
- 儀協文会管給
- 調査長
- 参企折調
- 領移長
- 参領旅移
- ア参地中東
- 長北東西
- 米参北北保
- 中南審
- 参一二
- 歐参西東洋
- 長西東
- 近ア長
- 参審近ア
- 長次総経國万
- 長参資統
- 参政技二
- 長参協長
- 参条協
- 長参政総科
- 参道内外
- 長
- 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

203

電信写

総番号(TA) 9848
 71年2月26日19時50分 津 縄 主管
 71年2月27日00時11分 本省 発着 米北1

外務大臣殿 高瀬(代) 臨時代理大使 総領事 代理

民政府機能の縮小

第253号 平 至急

1. 26日民政府は同日民政電を以つて割当資金による民政府職員(おきなわ人140、米国人94)に対し夫々解雇予定日の通報を行なつた旨発表した。(テキスト空送)

2. 上記発表は、(イ)復帰までに人員はぜん滅されるが、全員解雇は1972年6月30日を目途とする。(ロ)今次予告期間はその間変更がなければこれを以つて発効日とするが、夫々60日前の予告期間が与えられる。(ハ)民政府としても再就職に努力すると述べている。(米國政府の各省出向者については当該省庁の手續に従つて処理されるとしている。)なお、このほか、今会計年度の終りに近い時期から上記とは別個に予算削減による民政府職員の解雇が行なわれる旨付言されている。

2. 26日新報ゆり刊は、全軍労民政府ヤマダ委員長の「われわれが復帰によつて職場を失ふことは止むを得ないとは思ふが日米りゆう政府はわれわれの将来を真げんに考へるべきである」との談話を報道している。

外務省

アメリカ局長
 参事官
 北米才一課長

秘密開記(赤色)

Handwritten signature and date: 2/27/71

第105号
 昭和46年2月27日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
 高瀬代
 日本国
 政府代表

(件名) 民政府機能の縮小に関する
 発表文送付

引用公・電信
 日付・番号 往電才253号

標記発表文3部別添送付す。

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:
 本信写送付先:
 省内写配布希望先:

GA-3-1

587 在外公館

- 要処表
- 首席事務官
- 渉外課
- 航空
- 科学協力
- 連絡調整
- 調査
- カナダ
- 局庶務



ONTA
 在米才
 スミ
 3/10

NEWS RELEASE

PLEASE NOTE DATE



UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
PUBLIC AFFAIRS DEPARTMENT

URASOE, OKINAWA
(APO SAN FRANCISCO 96248)
TEL: 72153

FOR IMMEDIATE RELEASE:

NEWS RELEASE: 71-35
February 26, 1971

USCAR EMPLOYEES RECEIVE ADVANCE NOTIFICATION OF JOB CUTS

URASOE, Okinawa, Feb. 26 -- Appropriated fund employees of the U.S. Civil Administration of the Ryukyus (USCAR) today learned officially the tentative dates when their jobs are scheduled to be abolished and were promised maximum assistance in finding new jobs.

A letter from Civil Administrator Robert A. Fearey to 140 Okinawan and 94 American employees said that "the reversion of administrative authority over the Ryukyus from the U.S. Government to the Government of Japan signals the elimination of this organization. Accordingly, all USCAR employees must be terminated from USCAR employment between now and R-Day."

The letter noted that while no specific date for reversion has been announced, all planning actions are being based on an assumed R-Day of June 30, 1972.

Maximum advance notice is being given, the letter pointed out, to assist each employee and appropriate civilian personnel offices to plan for the future, "so that maximum placement assistance can be rendered."

"Hopefully, through the combined efforts" of the civilian personnel offices and each employee, "suitable U.S. Government employment for each interested USCAR employee can be obtained upon his termination from USCAR," the letter added.

In addition to personnel actions stemming from reversion, U.S. Government budget cuts require that personnel reductions be effected beginning late this fiscal year, which ends June 30, 1971.

The letter indicated that the tentative dates of separation are subject to change. If there is no change in the dates, each employee will be issued a formal Reduction-in-Force notice at least 60 days prior to his or her date of separation, the letter said.

Minister Fearey's letter included the following: "The High Commissioner and I want you to know how deeply we appreciate your devoted service and how much we regret that this action has become necessary in your case. We know you appreciate that it is an unavoidable result of the approaching reversion of Okinawa to Japan."

The letter concluded by requesting each employee concerned to indicate his or her desires regarding job placement on a copy of the letter and to forward it to USCAR's Comptroller Department not later than March 5.

A USCAR spokesman said that it was not feasible at this time to estimate the date when USCAR's approximately 30 non-appropriated fund employees will no longer be required. He emphasized, however, that all possible reemployment assistance will also be provided those employees at the appropriate time.

Twelve employees of USCAR on loan from the U.S. Departments of State and Labor and the Federal Aviation Administration, who will also be phased-out, will be transferred through their own agencies' procedures, the spokesman added.

NEWS RELEASE

PLEASE NOTE DATE



UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
PUBLIC AFFAIRS DEPARTMENT

URASOE, OKINAWA
(APO SAN FRANCISCO 96248)
TEL: 72153

沖縄浦添 2月26日——割り当て資金によって雇用されている琉球列島米国民政府職員に対して本日正式にその離職予定日と再就職あっせんに対する最大援助が約束されていることが通知された。

ロバート A. ファリー民政官から140名の沖縄側職員と94名の米人職員に書簡が送られたがそれには「琉球列島に対する施政権がアメリカ合衆国政府から日本政府に返還されることは民政官の廃止を意味するものである。従って民政官のすべての職員は現在から復帰の日までの間に離職することになる」と述べられている。

書簡は復帰の具体的な日については触れていないが1972年6月30日を復帰の日と予定して、すべての計画措置が立てられると述べている。

職員自身並びに民間人事部が「離職後の就職あっせんを最大限に行なえる」ように離職予定日をできるだけ早目に通知したものであると書簡は指摘している。

「民間人事部と本人が力を合わせることに従って、民政官退職後に別の米国民政府機関で適当な仕事が行えられることが期待される」と書簡は付け加えている。

OFFICE OF THE ATTORNEY GENERAL
DEPARTMENT OF JUSTICE
PUBLIC AFFAIRS DIVISION
1950年11月25日

ニュースリリース: 71-36

民政府職員 離職予告通知を交す

ワシントン 11月25日 — 割り当て資金を
雇用している琉球列島米国民政府職員に対して
本日正式にその離職予告日と再就職の機会に
対する最大援助が約束されたことが通知された

ロバート A. フォード民政官は、米国民政府
側職員と米人職員に書簡を送り、米人が
琉球列島に対する施政権がアメリカ合衆
国政府から日本政府に返還されることと米国民政府の
廃止と米国の去る。従って米国民政府の職員
は現在から復帰、日米の間で離職の機会を
与えられる。

書簡は復帰、具体的日付は触れられて
いないが、11月20日を復帰の日と予定して、その
計画措置が上記の通りである。

職員自身は米国民人事局が「離職後、
教職の機会を最大限に行うこと」ように離職
予定日と11月20日に通知されたことと書簡
の指摘である。

「民間人事局は本人が米国民政府の
民政官退職後、米国民政府に代りて適当な
仕事に就くことを期待する」と書簡の中で
記されている。

復帰に伴う人事措置の他に、今会計年度(1971年6月30日に終わる)の終り頃より米政府の予算削減による人員整理も始まることとなる。

書簡は離職予定日に変更があり得ると述べている。離職予定に変更がある場合には、少くともその60日以前に本人への正式の離職通知が送られると書簡は述べている。

フィアリー民政官の書簡には以下のことも含まれている。「高等弁務官並びに私の職員一同の献身的な勤続に対して深甚なる謝意を表すると共に、職員各位に対してこのような措置をとらざるを得ることが遺憾に思われる。これも近頃さかえる沖縄の日本復帰に伴う不可避的な結果であることを覚承して頂きたい」。

書簡の最後に当人が民間人事局による再就職あっせんを希望するか否かを書簡の写し(コピー)に記入の上、3月5日迄に民政庁計画局に送付するよう要請している。

非割り当て資金によって雇用されている約30人の民政職員の離職予定日がいつになるかは現在わかりませんが、いよいよ民政庁スポークスマンは語っている。これらの職員についても適当な時期にその再就職のためできる限りあらゆる努力が払われることになろうと同スポークスマンは強調した。

なお、米國務省、労働者並びに連邦航空局から民政府に一時出向している12名の職員も段階的に民政府を離れることとなるが、夫々の所属機関によって転換されることになろうと同スポークスマンは付言した。

秘密表示(朱印)
平文

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	1	1	2
付	その外		
属			

発送日 昭和46年3月12日
 処理日
 発信タイプ 検査

文書課長 公信案 (分類)

公信番号 米北1第 393号 公信日付 昭和46年3月11日

大臣	主管	起案 昭和46年3月10日
政務次官	アメリカ局長	
事務次官	参事官	
外務審議官	北米第一課長	起案者 電話番号
外務審議官		安藤 2466
官房長		

協議先

受信者 在米 片場大使	発信者 愛知 大臣
----------------	--------------

写送利先 (希望発送日) 月 日

件名 公信転報(民政府機能の縮小に関する発表文送付)

GA-2 11 196 外務省 回覧番号

米北1第 393号
 昭和46年3月11日

在米大使殿

外務大臣

公信転報(民政府機能の縮小に関する発表文送付)

本件に関する下記公信(1)通を転報する。

記

71年2月27日沖繩発 本大臣あて 第105号

付属添付

GA-4 外務省

博田局長
 (27-受給
 不特)
 事務官
 北米才一課長

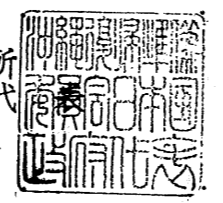
アメリカ局長
 事務官
 北米才一課長

秘密標記 (赤色)
秘

第 125 号
 昭和 46 年 3 月 9 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
 高瀬 代



(件名)
 民政府取員の整理 (民政官書簡送付)

引用公・電信
 日付・番号 往電才 253号

標記に関し、去る2月26日付を以て民政府
 関係取員に対し送付されたる民政官書簡を山田金
 軍官民政府支部長 (右報告折属) より入手した
 て、右書簡字了部別添送付す。

付属添付 付属空便 (行) 付属空便 (DP) 付属船便 (貨) 付属船便 (郵)

本信送付先:
 本信写送付先:
 省内写配布希望先:

要処理
 首席事務官
 総務
 渉外調査
 業務
 航空
 協力
 連絡調整
 調査
 カナダ
 局庶務



山田金軍官、自認者、1/7送付あり

2. 右お、同支部長は3月8日岡野村し池のとあり
 述べた由。
 (おし才/種取員140名に2112)
 (1) 本件人員整理は1972年7月1日と復
 帰の日途とし (i) 1971年6月30日、(ii) 同8月31日、
 (iii) 同11月30日 (iv) 1972年3月31日 (v) 同6月
 30日の5段階に分けて行われるか、誰かどの
 段階で整理されるかについては組合員、非組合員
 を併せて現在回章を回して調査中である。
 (2) 回章の回答が揃ったので、関係者の希
 望をもち、再取取幹旋依頼のため準備取
 員令状を沖縄事務局に考上いたしたく、その節
 は宜敷くお取計願いたす。
 (11) 我々民政府のホロト・カラー取員は一般に
 他の現場作業員に比し給与の面で優遇されてい
 る、再取取とあると従って同様に難し。仮令給与

か半減するに（これ、日本政府機関に取-取を希
 望するものは民政府内にはか有り居ると考へて居る。
 特に、任務を土地課の職員は軍用地のウエテラン
 なので、防衛施設行への再取-取を強かに進めて
 行きたい。

DEPARTMENT OF THE ARMY
 U. S. Civil Administration of the Ryukyu Islands
 APO San Francisco 96248

HCRI-CA

26 February 1971

SUBJECT: Phase-Out of USCAR Personnel Positions
 首 題 民政府職員の段階的人員整理

TO: ~~XXXXXXXXXXXX~~
 Public Affairs Department

The reversion of administrative authority over the Ryukyus from
 琉球列島に対する施政権がアメリカ合衆国政府から
 the United States Government to the Government of Japan signals the
 日本政府に返還されることは民政府の廃止を示す
 elimination of this organization. Accordingly, all USCAR employees
 のであります。従って民政府の全職員は
 must be terminated from USCAR employment between now and R-Day.
 現在から復帰の日までの間にその職を失うこととなります。
 While a specific date for reversion has not been announced, all planning
 復帰の具体的な日はまだ発表されて居りませんが、1972年6月
 actions are being based on an assumed R-Day of 30 June 1972.
 30日を一応メドにして全ての計画措置が立てられています。
 In addition to personnel actions stemming from reversion, we are
 復帰に伴う人員整理の他に、計画・予算に関する
 also in receipt of a Program/Budget Decision which limits FY-72 funds
 決定があり、これによつて1972会計年度における人件費の
 for the pay of personnel. This reduction in funds requires that a
 削減が予定されています。この予算削減に伴い1972会計
 gradual phase-out of personnel be effected beginning late this fiscal
 年度に開始され、制限資金内で可能なうちに段階的

year to permit us to live within the limited resources provided for
人員整理が今会計年度末から開始されること

FY-72.
なります。

To provide you with the maximum time possible for planning your
皆さん自身の将来に対する計画を立てる上で最大限の

future and to provide the local Civilian Personnel Office with your
時間を与えるとともに、民間人事部が皆さんを沖縄にある
expected release date so that attempts can be made to place you with
他の合衆国政府機関に仕事をあつせんす上で皆さんの

○ some other USG agency on island, a plan for the phase-out of each
解雇予定日を民間人事部に知らしめる必要から、民政府

○ USCAR personnel position has been developed. Hopefully, through
職員の段階的整理計画が策定されました。民政府、民間

the combined efforts of USCAR, CPO and each employee, suitable
人事部、並に職員の協力によって、民政府退職後に適当な

USG employment for each interested USCAR employee can be obtain-
仕事が与えられる様就職あつせんを希望する職員にはそのおま

ed upon his termination from USCAR.

○ 措置がとられることが期待されています。

Your position is tentatively scheduled for abolishment on 31 Aug 71.
貴方の職は 1971年8月31日になくなることと予定されています。

If this date is changed because of a change in workload or because of a
若しこの解雇予定日が仕事の量の都合又は人件費の変更などで
change in funds provided for the pay of personnel, you will be notified
変更される場合には直ちにあなたにお知らせします。

immediately. If the date is not changed you will be issued a Reduction-
若し予定日に変更がない場合には上記の日付列

In-Force notice at least 60 days prior to the date indicated above.
少なくとも60日以前に解雇通知があなたに送られます。

You will, of course, be afforded all the benefits accorded to US Forces
なお、あなたには人員整理される米軍沖縄従業員に与えられる
Local National employees undergoing a RIF.
すべての恩恵が約束されております。

The High Commissioner and I want you to know how deeply we
高等弁務官並に私共皆さん方の献身的な勤続に対して

appreciate your devoted service and how much we regret that this
深甚なる謝意を表すと共に、皆さんに対してこのような措置を

action has become necessary in your case. We know you appreciate
とりとるに得なかったことを非常に遺憾に思う次第であります。

○ that it is an unavoidable result of the approaching Reversion of Okinawa
○ これも現在進行しつつある沖縄の日本への復帰に伴う不可避的な結果

to Japan.
あることを御承知頂きたいのであります。

Please acknowledge receipt of this letter by returning the carbon
この書簡を受領の上は、カーボンコピーに、民間人事部による

copy to CM not later than 5 Mar 71 indicating whether you desire
就職あつせんを希望するかどうかを御記入の上、1971年3月5日

○ placement assistance from the local CPO.
○ 並に計画局に御送付下さい。

Robert A. Fearey

ROBERT A. FEAREY
Civil Administrator
ロバート A. フィーリー
民政官

I desire placement assistance from the local CPO.
民間人事部による就職あつせんを希望します。

I do not desire placement assistance.
就職あつせんを必要としません。

(Signature)

署名

秘密表示(朱印)
秘
無期限

部数指示	発信用	扶務用	備考
主信	/		/
付	お(名)21)		
副			

発送日 昭和46年3月19日
 処理日
 発信タイプ 校番

文書課長 公 信 案 (分類)

公 信 番 号 米北 / 第 458 号 公 信 日 付 昭 和 46 年 3 月 18 日

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	起案 昭和46年3月17日 起案者 112中 電話番号 2465
--	--------------------------------	--

協議先

受 信 者 在 米 半場大使	発 信 者 愛知外務 大臣
-------------------	------------------

写送付先 (希望発送日) 月 日

件 名
公 信 転 報 (在 沖 縄 米 民 政 府 職 員 の 整 理)

GA-2

18 130

外務省

回覧番号

米北 / 第 458 号
昭和 46 年 3 月 18 日

在 米 大 使 殿

外 務 大 臣

公 信 転 報 (在 沖 縄 米 民 政 府 職 員 の 整 理)

本 件 に 関 する 下 記 公 信 (1) 通 を 転 報 す る。

記

46 年 3 月 9 日 在 沖 縄 米 民 政 府 職 員 の 整 理 本 大 臣 あ て 第 125 号

付 属 添 付

GA-4

外務省

46.2.26
読賣新聞夕刊

来年6月末までに解雇

沖縄 米民政府 職員へ通告

【那覇・竹下 特派員二十六日電】米民政府のフイリイ民政官は、同政府全職員（日本人百四十二人、米軍人二千四百人、米民間人九十四人）に対し、二十五日付けで各人あて手紙を送り、沖縄遠征で同政府が随時停止せむることを公式に明らかにすることを、復帰実現の日まで五段階に分け全職員を解雇する予定なので、各人がそれぞれ準備せよと述べた。

この手紙は、まず沖縄遠征は米民政府の随時停止を意味するものであるともし、一九七二年六月三十日まで全職員を解雇する予定であること明らかにしている。

民政官が六月三十日までに全職員を解雇するといっていることは、アメリカの金詰年度中心に民政官が考えているものと推測している。